

○独立行政法人国立科学博物館情報公開に関する開示・不開示の審査基準

平成14年9月27日
館長裁定

最終改正
平成30年3月27日
館長決裁

独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）に法人文書の開示請求があったときは、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）により、開示に係る法人文書に下記のいずれかが記録されている情報（不開示情報）を除き、開示請求者に当該法人文書を開示する。

1. 個人情報（情報公開法第5条第1号）

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）から、特定個人を識別することが可能な情報、又は特定個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益（名誉、感情などを含む。）を害するおそれがある情報。

- 【不開示の例】
- 1) 職員の自宅住所・電話番号等
 - 2) 人事選考関係資料（氏名・履歴等）
 - 3) 健康診断・カウンセリングの記録
 - 4) 懲戒処分関係情報（氏名・懲戒内容等）

ただし、個人情報であっても、次の情報は開示する。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報。

【開示の例】

- 1) 研究者総覧

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報。

ハ 当該個人が公務員等であり、その職務の遂行にかかる情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分。

【開示の例】

- 1) 文書に付された総務課長、人事係長等の職名

2. 法人等情報（情報公開法第5条第2号）

法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、次に掲げるもの。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位、その他正

当な利益を害するおそれがあるもの。

【不開示の例】 1) 「民間等との共同研究」等に関し相手方から提供されたノウハウ

2) 工事請負者施工成績一覧

ロ 科学博物館の要請を受けて、公にしないという条件で任意に提供されたもので、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの、また、公にしない等の条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況に照らして合理的であると認められるもの。

【不開示の例】 1) 企画立案の資料及びアンケートの回答等で公にしないとの条件が付されたもの

ただし、法人等情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示する。

3. 審議検討等情報（情報公開法第5条第3号）

国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、次に掲げるもの。

イ 公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの。

【不開示の例】 1) 報告、答申等で現在検討・審議中のものの記録

2) 改組で現在検討中のものの記録

3) 人事選考（採用、昇任等）の記録

ロ 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの。

ハ 特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるもの。

【不開示の例】 1) 機種選定や仕様策定に係る検討記録

4. 事務・事業支障情報（情報公開法第5条第4号）

国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体が行う事務・事業情報のうち、公にすることにより、次に掲げるおそれのある情報及びその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。

イ 国の安全が害されるおそれ、他国や国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国や国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの。

ロ 犯罪の予防、鎮圧、捜査、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの。

【不開示の例】 1) 毒物、劇物等の毒性、危険性等の強い物質の受払い、保管に関する情報

2) ID、パスワード等のネットワークセキュリティ関係情報

ハ 監査、検査、取締り、試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法・不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの。

ニ 契約、交渉、争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財

産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの。

【不開示の例】 1) 入札前の予定価格

2) 積算内訳書

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの。

【不開示の例】 1) 科学研究費補助金研究計画調書で採択前のもの、又は不採択のもの

へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの。

【不開示の例】 1) 人事異動原案

2) 人事選考（採用、昇任等）関係資料

3) 勤務評定関係記録

ト 国又は地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの。

5. 非識別加工情報（情報公開法第5条第1号の2）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。